

神奈川大学障がいのある学生支援に関するガイドライン

(2017年3月9日制定)

2023年12月21日改正(2023年4月1日適用)

本ガイドラインは、神奈川大学(以下「本学」という。)の教育理念、目標及び「障がい学生に関する方針」並びに、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(以下「対応指針」という。)に基づき、障がいのある学生支援の具体的な方策を策定しています。

(1) 支援目標

- ①障がいのある学生が十分かつ適切な学修環境のもと学修に専念することができ、所属学部、学科及び研究科が掲げる教育目標を達成できること。
- ②障がいのある学生が自身の出来ること、得意なことに気づき、生涯にわたり自身の活動に必要な支援や希望を周囲に発信し、各人の知識や経験を存分に発揮し社会に貢献できるようになること。
- ③障がいのある学生への支援を通じ、全ての人にとって利用しやすく学びやすい学内環境を整えること。
- ④全ての教職員、在学生が多様性を理解、尊重し障がいの有無に関わらず、共に成長できること。

(2) 支援対象

「障がいのある学生」とは、障害者基本法の第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。

また、本学に入学を希望する者及び在籍する学生とし、本学に入学を希望する者には、入学試験を受験する者のみならず、オープンキャンパス・進学説明会等に参加する者を含みます。学生には、大学院生のほか、科目等履修生、聴講生、研究生、国内の協定校との協定に基づいて学ぶ学生、留学生(海外の交流校との交流に基づいて学ぶ留学生等も含む)も含みます。

「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言う。(障害者基本法第2条第2項)

(3) 教育方法及び評価方法

障がいのある学生に提供する教育については、その目的・内容・評価の本質は変えることなく、提供方法を柔軟に調整するとともに、必要に応じて学修に必要な支援機器などを活用し、教科書や資料、情報等にアクセスできることを確保することで、全ての学生が同等の条件下で学べるよう過重な負担がない範囲において、合理的配慮の提供を行います。

ただし、シラバスに評価(方法)を明記して、成績評価においては、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げるなどの対応はしません。

入学試験や単位認定等のための試験においては、障がいのある学生の能力・適性、学習成果等を適切に評価することを前提にしつつ、障がいの特性に応じて試験時間の延長や別室受験、解答方法の変更等について、建設的な対話を通じて対応を検討し合意形成を図ります。

レポートや発表等、試験以外の課題においては、目的を損なうことがないことを前提とし、学生の学習成果を適切に評価できるよう提出方法や発表の形式について柔軟に対応します。

「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約第 2 条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人權及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の定義を適用します。また、本学における「合理的配慮」の基本的な考え方は、「対応指針」を適用します。

(4) 責任体制

最高管理責任者は、学長をもって充て、障がい者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障がいのある入学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、最終責任を負うものとします。

また、各学部長及び研究科委員長は当該学部等に在籍する障がいのある学生が本ガイドラインに示す支援目標の下、必要な支援を得て十分な学修の機会を得られるよう統括します。

(5) 支援体制

障がいのある学生及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談及び合理的配慮の求めに的確に応じるための相談窓口として「教育・学生支援部学生ケア・サポート課」を設置し、必要に応じて学内の関連部署、学部、学科及び研究科、他大学等学外機関と連携、協力し必要な支援の実現に努めます。

また、合理的配慮の適切な提供のため、障がいのある学生は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明をし、合理的な配慮の必要性を客観的に証明する根拠となる書類を提出することが求められます。

上記の連携、協力により合理的配慮の必要性が認められた場合には、授業担当者は障がいのある学生と建設的な対話を通じて、合理的配慮が必要な各授業科目の内容、授業運営方法、到達目標と照らし、合理的配慮の具体的な内容を検討、決定します。

なお、教育学生支援部学生ケア・サポート課は、学内外での障がい学生支援に関する事例や知見を収集蓄積します。それらを踏まえて教職員に対して障がい学生支援の具体的な方法の提示や情報提供、障がい学生支援に関する啓発を目的とした研修等を行い、支援体制の確立、推進に努めます。

意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思の表明が困難な場合には、障がい学生の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含みます。さらに意思の表明がない場合であっても、当該障がい者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めます。（対応指針）

(6) 紛争解決

障がいのある学生が、不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障がい学生支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合、最高管理責任者は、学生本人の求めに応じて紛争の解決を図るための第三者委員会を設置します。

(7)改廃

本ガイドラインは、「障害者差別解消法」など関連法規や条例の見直し、相談事例や裁判例、障がい者支援技術の進歩、及び本学の教育体制・目標の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとします。また、その改廃は、学生ケア・サポート委員会が発議し、各機関の審議を経て、評議会及び大学院委員会が行います。

以 上